

国際共同研究事業
受託機関代表者 殿

独立行政法人日本学術振興会
理事長 里 見 進

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い事業実施が困難になった場合等における
令和 2（2020）年度国際共同研究事業委託費の取扱いについて（通知）

日頃より日本学術振興会の各種事業について格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
本会の国際共同研究事業では、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、令和 2（2020）
年度に限り、委託費の取扱いを下記のとおりといたします。

各機関におかれましては、各課題代表者に周知いただくとともに、引き続き研究者等の安全確保を最優先に配慮いただきながら、適切に対応いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 - 1. 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、共同研究の実施が困難になった場合における令和 2（2020）年度業務委託契約の変更について
 - 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和 2（2020）年度の実施計画を年度内に完了することが困難であると判明した場合、事前の申請及び変更契約の締結により、令和 2（2020）年度業務委託契約の委託期間の終了日を令和 3（2021）年度末まで延長し、委託費を令和 3（2021）年度に使用可能とします。契約変更に係る申請手続き等については、12 月頃に通知します。
ただし、Web 等を介した交流等により共同研究を実施し、令和 2（2020）年度の計画が達成できる場合は、委託期間の令和 3（2021）年度への延長は認められません。また、更に令和 4（2022）年度まで再度延長することはできません。
- 1 - 2. 令和 2（2020）年度途中で実施期間が終了する課題について
 - 令和 2（2020）年度途中で実施期間が終了する課題について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、実施計画で予定していた渡航又は国内出張計画を延

期せざるを得ない場合は、令和 2（2020）年度末までの実施期間の延長を可能とします。該当する場合は、実施計画変更申請書（様式 8）及び工程表を当該課題の終了期日の 2 週間前までに提出してください。

なお、Web 等を介した交流等により当初の実施期間内に計画が達成できる場合は、令和 2(2020)年度末までの延長は認められません。

2. その他

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、受託機関において在宅勤務実施を決定した場合で、本事業の委託費より人件費を支出している研究者等がいる場合には、受託機関の規程等により在宅勤務期間の人件費の全部又は一部を研究経費に計上することが可能です。

その際、在宅勤務実施にかかる受託機関の方針を示す書類、及び勤怠管理書類等の保管をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として国や自治体等が実施する助成により人件費の補填を受ける場合は、その助成金相当額について、当該委託費への計上は認められません。（計上報告後に助成を受ける場合は、本会に対し助成を受けた額を速やかに返還していただきます。）

また、業務を伴わない自宅待機についても、業務に従事していない日時の給与を支給することが受託機関の規程等に定められていれば、本事業の委託費から人件費を支出することは可能です。

ただし、受託機関が出勤停止を命じている状況にもかかわらず新たに雇用を開始するなど、休業中の賃金支払いを前提とした雇用が行われないようにしてください。

【担当】

独立行政法人日本学術振興会国際事業部

研究協力第二課共同研究係

Tel: 03-3263-1864/1918/1724

Email: bottom-up@jsps.go.jp